

予算項目	ポンプ場 建設事業費 委託料
委託番号	委託 第68号

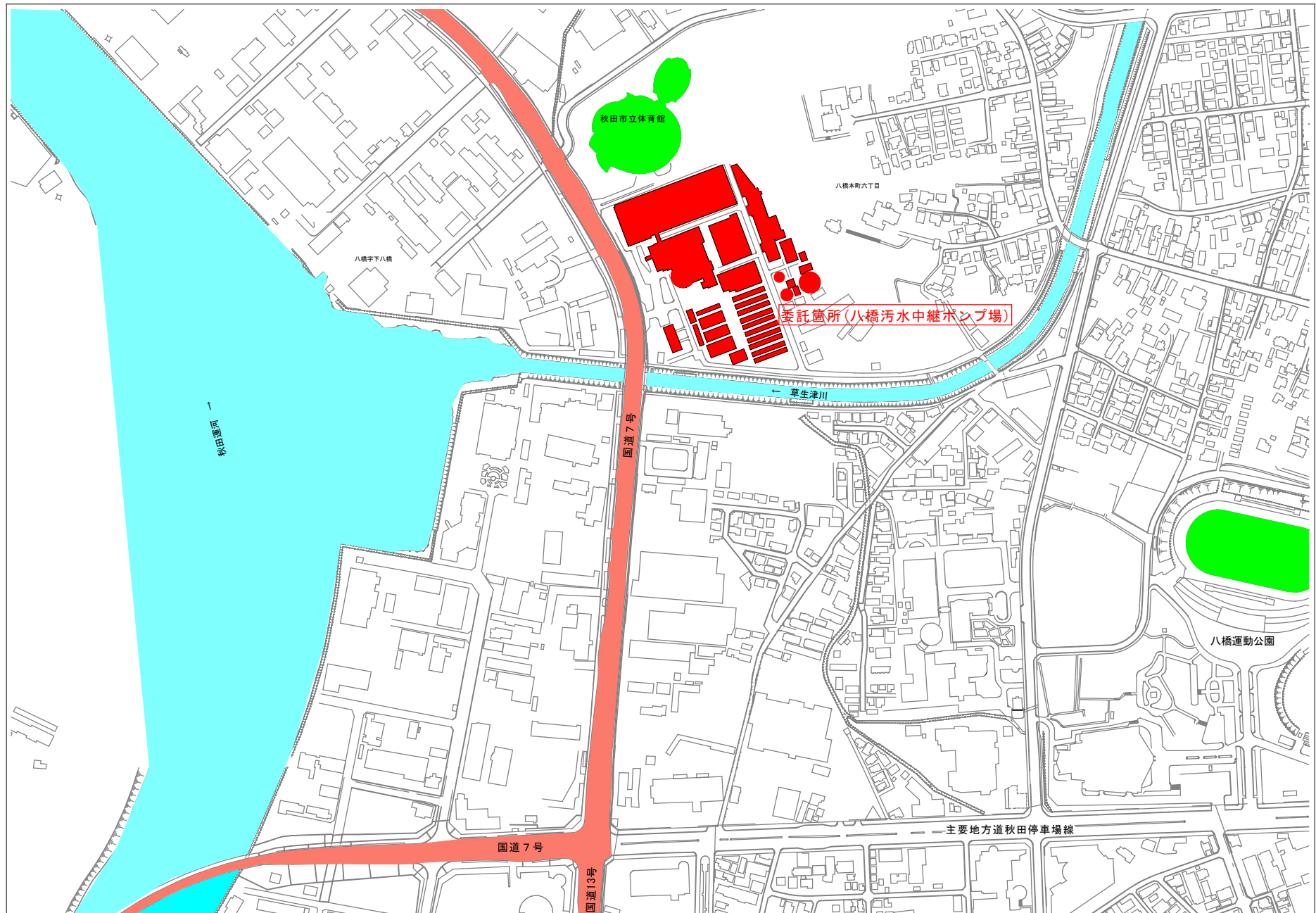
設 計 書

課 長	参 事	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和7年度	作 成 年 月 日	令和7年8月19日	履行期間	から
委 託 名	八橋汚水中継ポンプ場改築基本構想策定業務委託(25878)				令和8年3月23日
委託場所	八橋本町六丁目12番15号			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	〔国 補〕・ 県 補 ・ 市 単				

費 用 内 訳				業 務 概 要	
		設 計 額 (円)		改築基本構想策定業務委託	
	業 務 価 格			八橋汚水中継ポンプ場	
	消費税等相当額			改築基本構想 1式	
	業 務 委 託 費				
				副務者 (職名)氏名	
				主務者(監督員) (職名)氏名	

箇所図 八橋汚水中継ポンプ場



業 務 委 託 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
業務委託料								
	業務価格							
		直接人件費						
			改築基本構想	式	1			第 1 号明細書
			設計協議・現地調査	式	1			第 2 号明細書
			小計	式	1			
			計					[直接人件費]
		直接経費						
			直接経費	式	1			
			計					[直接経費]
		直接原価 計						
			その他原価	式	1			
		間接原価 計						

業 務 委 託 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
		業務原価 計						
		一般管理費						
			一般管理費等	式	1			
			計					
	業務価格 計							
		消費税相当額						
			消費税相当額	式	1			
			計					
業務委託料 総計								

第 1 号明細書

改築基本構想

1 式当たり

項 目	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
主任技術者			人			
技師長			人			
主任技師			人			
技師 (A)			人			
技師 (B)			人			
技師 (C)			人			
技術員			人			
小計						

第 2 号明細書

設計協議・現地調査

1 式当たり

項 目	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
設計協議						
主任技師			人			
技師 (A)			人			
技師 (B)			人			
小計						
現地調査						
主任技師			人			
技師 (A)			人			
技師 (B)			人			
小計						
合計						

八橋汚水中継ポンプ場改築基本構想策定業務委託

一 般 仕 様 書

令和 7 年 8 月

秋田市上下水道局下水道整備課

一般仕様書

第1章 総則

1 業務の目的

本委託業務(以下業務という。)は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

8 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請(計画通知等)に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

9 提出書類

受託者は、業務の着手および完了に当たって、委託者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。また、承諾された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者届
- (4) 職務分担表
- (5) 完了届
- (6) 納品書
- (7) 業務委託料請求書等

10 管理技術者および照査技術者

- (1) 受託者は、管理技術者および照査技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(下水道)もしくは上下水道部門(下水道))又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。また、主要な設計協議および現地調査に出席しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

11 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

12 成果品の審査および納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に委託者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

13 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

14 証明書の交付

必要な証明書および申請書の交付は、受託者の申請による。

15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上、これを定める。

第2章 業務一般

1 一般的事項

- (1) 業務の実施に当って、受託者は委託者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時および業務の主要な区切りにおいて、受託者と委託者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2 基準等

業務に当っては、委託者の指示する図書および本仕様書第6章参考図書に基づき、業務を行う上でその基準となる事項について委託者と協議の上、定めるものとする。

3 業務上の疑義

業務上疑義の生じた場合は、委託者と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

4 業務の資料

業務の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

5 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等を所定の手続によって貸与する。

6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

7 現地調査

受託者は、現地を踏査し、委託者の下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について、確認しておかななければならない。

(1) 地形、その他

用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等

(2) 地質

地質調査資料と現地との関係

(3) 関連管きよの位置、形状、管底高

(4) 吐口の予定位置

(5) 放流先の状況

(6) その他業務に必要な事項

第3章 改築基本構想策定業務

1 改築基本構想策定を実施する上で検討および確認する事項

改築基本構想策定業務において、次の事項を確認しなければならない。

(1) 課題の確認

ア 法令等の確認

下水道法、都市計画法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、振動規制法、騒音規制法、悪臭防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、肥料取締法等

イ 上位計画等の確認

流域別下水道整備総合計画、特定水域高度処理基本計画、都道府県構想、再生水利用基本計画、下水汚泥処理総合計画、長寿命化計画、耐震化計画等

ウ 既存施設の課題の確認、整理

計画諸元等の変更への対応、法令・規準等の改定への対応、自然災害への対応（耐震化・耐水化）、社会的ニーズ・水準への対応、運転実績による施設の改善要求への対応等

エ 事業計画等の内容確認

(2) 課題解決の検討

ア 資料収集および現地調査

設計図書、完成図書、改築等の調査、診断報告書、維持管理記録、現地調査（既設構造物、既存機械・電気設備）等

イ 施設仕様の検討

法律に基づく規制への対応の検討（労働安全基準、消防法、建築基準法、公害防止条例等）、施設の容量計算、水理計算、負荷計算、既設設備の改善策の検討（浸水対策、腐食対策等）、省エネルギー、省資源、省力化に対応した機種検討、機器配置、配管・配線ルート等の配置計画の検討、搬出入計画の検討、耐荷重能力、耐震性等の構造計画の検討等、その他の図書作成に必要な作業

ウ 施工方法の検討

制約条件の整理、仮設計画の検討、代替施設計画の検討、段階的施工計画の検討等

(3) 改築基本構想における事業量の算定

ア 工種別（土木、建築、機械、電気）

イ 財源別（補助対象事業費、単独事業費）

ウ 年度別事業計画

第4章 照査

1 照査の目的

受託者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行い業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

3 照査事項

受託者は設計全般にわたり正常時、異常時における処理機能の確保、施設の耐久性および環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容に関する照査
- (2) 検討の方法およびその内容に関する照査
- (3) 土木設計、建築設計(建築機械、建築電気を含む)、機械設計、および電気設計の相互間における整合性に関する照査
- (4) 設計計画の妥当性(設計方針、設計条件等)の照査
- (5) 各種計算書の適切性に関する照査
- (6) 各種参考図の適切性に関する照査
- (7) 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

第5章 提出図書

1 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとし、製本はすべて白焼きとする。また、製本はすべて表紙、背表紙とも、タイトルをつけ、直接印刷したものとする。

なお、成果品の作成に当っては、その編集方法についてあらかじめ委託者と協議すること。

2 改築基本構想の提出図書

(1) 改築基本構想検討書	A 4 判製本	3 部
(2) 土木建築関係		
ア 参考図	A 3 判折たたみ製本	3 部
イ 計算書(数量計算書を除く)	A 4 又はA 3 判製本	3 部
(3) 機械電気関係		
ア 参考図	A 3 判折たたみ製本	3 部
イ 計算書(数量計算書を除く)	A 4 又はA 3 判製本	3 部
(4) 議事録	A 4 判	3 部
(5) 電子成果品	1 式	

第6章 参考図書

1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 委託者の土木工事一般仕様書
- (2) 委託者の建築工事・建築設備工事一般仕様書
- (3) 委託者の機械設備工事一般仕様書
- (4) 委託者の電気設備工事一般仕様書
- (5) 日本産業規格(JIS)
- (6) 日本下水道協会規格(JSWAS)
- (7) 電気規格調査会標準規格(JEC)
- (8) 日本電機工業会標準規格(JEM)
- (9) 日本農業規格(JAS)
- (10) 日本電線工業会標準規格(JCS)
- (11) 内線規程(日本電気協会)
- (12) 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)
- (13) 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
- (14) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説(日本下水道協会)
- (15) 下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
- (16) 下水道施設耐震計算例—処理場・ポンプ場編—(日本下水道協会)
- (17) 水理公式集(土木学会)
- (18) コンクリート標準示方書(土木学会)
- (19) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会)
- (20) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説—許容応力度設計と保有水平耐力—(日本建築学会)
- (21) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—(日本建築学会)
- (22) 建築基礎構造設計指針(日本建築学会)
- (23) 壁式構造関係設計規準集・同解説(壁式鉄筋コンクリート造編)(日本建築学会)
- (24) 土木製図基準(土木学会)
- (25) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準および同解説(公共建築協会)
- (26) 機械製図基準JISハンドブック 5(日本規格協会)
- (27) 電気記号JISハンドブック 7(日本規格協会)
- (28) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 建築工事標準詳細図
- (29) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- (30) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)

- (31) 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン
(全日本建設技術協会)
- (32) 改訂 解説・河川管理施設等構造令(日本河川協会)
- (33) 港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会)
- (34) 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説／揚排水ポンプ設備設計指針(案)同解説
(河川ポンプ施設技術協会)
- (35) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
(公共建築協会)
- (36) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事
編)(公共建築協会)
- (37) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事
編)(公共建築協会)
- (38) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準(公共建築協会)
- (39) 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準および同解説(公
共建築協会)
- (40) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準(公共建
築協会)
- (41) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事
編)(公共建築協会)
- (42) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備
工事編)(公共建築協会)
- (43) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備
工事編)(公共建築協会)
- (44) ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(ダム・堰施設技術
協会)
- (45) ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(ダム・堰
施設技術協会)
- (46) 水門・樋門ゲート設計要領(案)(ダム・堰施設技術協会)

八橋汚水中継ポンプ場改築基本構想策定業務委託

特記仕様書

1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「八橋汚水中継ポンプ場改築基本構想策定業務委託一般仕様書第1章2に定める特記仕様書」とし、この仕様書に記載されていない事項は、別記一般仕様書による。

2 業務目的

八橋汚水中継ポンプ場は、昭和45年に終末処理場として供用開始しており、大規模な設備更新および自然災害への対策が必要となっている。

本委託では、老朽化、耐震化、耐水化等の対策を整理し、整合性が図られた効果的な改築更新を行うため、改築更新の基本となる構想を検討、策定するものである。

3 業務の対象

業務項目 業務項目表による

業務項目表

項目	備考
維持管理に関する諸条件の確認と検討	
耐震化に関する諸条件の確認と検討	
耐水化に関する諸条件の確認と検討	
施設・設備配置計画の検討	
施設設計の検討	
水位関係の確認と検討	
施工方式比較と概算費用の検討	
基本構想関連図書作成	
改築基本構想に関する中長期的な方針	
照査	
報告書作成	
現地調査	
協議	中間打合せ 2回

対象施設表（八橋汚水中継ポンプ場）

名 称	八橋汚水中継ポンプ場
位 置	八橋本町六丁目12番15号
下水排除方式	合流方式
稼働施設	管理本館(S52年度完成) 旧管理棟(S43年度完成) 沈砂脱臭棟(H6年度完成) 雨沈設備(1・2系)(S51年度完成) 雨沈設備(3系)(H23年度完成) 塩素混和池(1・2系)(S52年度完成) 塩素混和池(3系)(S46年度完成)
休止施設	1系水処理設備(S52年度完成) 2系水処理設備(S41年度完成) 汚泥処理設備(S41～59年度完成) 焼却設備(S62年度完成)
供用開始年月	昭和45年4月 (前身である下水道終末処理場の供用開始年月) 令和2年9月 (汚水中継ポンプ場としての供用開始年月)

4 その他 管理技術者と照査技術者の兼任は認めない